

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐井村長 太田 直樹

市町村名 (市町村コード)	佐井村 ()	
地域名 (地域内農業集落名)	野平 (野平)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月23日 (第 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

野平地区は、村内において面積が比較的広い農地となっている。
ダイコンやナガイモといった野菜類と牧草地が主となっている。
農振区域として指定されているが、現状は荒廃しているところがある。
農家は高齢化しており、農地を使用したいと打診があっても、飲み水に等しい水が整備されていないことから手を引く業者がいる。また、農道の整備も不十分である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農振区域については、50年以上前に策定されていることから、見直しを行うことで今の優良農地を農振とすべき。
今後、高齢化を考慮した時に、現状の1/3の人数で管理するのは厳しい状況となる。
農振を見直すことで農地の有効活用・有効利用を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
個人での管理・運営は厳しくなっていくことから、資金力のある企業を誘致できた場合、その利用者の意向に合わせた農地利用を考えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
借り手が少なく、出し手が多い印象があり、需要と供給のバランスが取れていない様に感じている。貸出しを行いたい意向は大いにあるが、現在は農地中間管理機構の活用を考えていない。
(3)基盤整備事業への取組方針
補助事業による予定はなく、基盤整備事業は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の活用希望者がいた時は、地区と村で情報共有を図り、新規参入者を確保することで遊休農地防止を図りたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人対応できているため、利用は考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置や罟を使用し、引き続き対策を行う。
 ②牛ふん堆肥を活用し、減肥料に取り組む。